類型学研究（2014）　*100-115*

「の」が構成する名詞句の主要契機
――研究史とその問題――

山村　仁朗

1. はじめに

名詞「花」は花というもの、すなわち事物を表す。事物を表すとは、ここで対象となる事物についての、指標としての記号であることをいう。その対象指標性を概念とする語が名詞である。例えば「花が咲いた」において、「花」が事物を表しているのは「花」の名詞としての対象指標性が発揮されているということである。

次に、「白い花が咲いた」では「白い花」が事物を表している。その点で「白い花」は対象指標性を発揮させているといえる。「白い花」はまた、「白い」と「花」の二語に分析できる。両者の間には、ある事物とその性質という関係が認められる。従って、そのどちらかに「白い花」が事物を表すことの契機を求めるならば、「花」がそれを担っていることになる。

「白いのが咲いた」の場合も、「白いの」が事物を表す。また「白い花」と同様に、「白い」と「の」との二語に分析できる。

しかし、「白い花」の「花」のように、「の」に「白いの」が事物を表すことの契機を求めることはできない。「白い」と「の」との間には、「白い」と「花」のような関係性は認められない。「の」は「白い」という性質をもつ事物、あるいは「白い」によって規定される対象を表していない。その意味で、「の」は名詞とは言えないのである。

仮に、「白い花」に対応させて「の」が名詞であると言うことができるとしても、それは形式的なことでしかない。独立用法がないことに顕著であるが、「の」は対象指標性をもたない。「の」は概念的には空虚なのである。

にもかかわらず、なぜ「白いの」という形式は、文の中で事物を表すことができるのか。「の」が構成する句はなぜ名詞句となりえるのか。

名詞句であることの主要契機を語の単位で考えるならば、「白い」か「の」かのどちらかに求めることになる（以下、「白い」の部分を連体語句と呼ぶ）。また現在、「の」は形式名詞、準体助詞と位置づけられ、「の」が構成する句は準体言・準体句、名詞句として扱われている。

本稿は「の」が構成する句の名詞性の主要契機を形式名詞、準体助詞、準体言の先行

研究の見解を用いて明らかにすることを試み、今後解決すべき主要契機の問題を指摘することを課題とする。

形式名詞は意義と機能が、準体助詞はその機能が明らかにされてきた。「の」に主要契機をみる場合、それらの研究に加えて「の」の語誌の考察が必要であると思われる。それは「の」に形式名詞一般と異なる文法的特徴があるためである。また、準体言の面からは、「の」の句の名詞性が「の」に先行する連体語句の働きによるものであり、「の」は名詞句であることの形式を担うと説明される。連体語句に主要契機をみる場合、「の」が名詞句の形式として用いられることの理由を明らかにする必要があると考える。

2. 近代以前の文法研究

「の」が成立するのは室町末から江戸初期のことである[1]。従って、「の」について論じられるのはそれ以降のことである。

いち早く論じたのは、富士谷成章『あゆひ抄』(1778（安永七）年）である。〈あゆひ（脚結）〉とは、助詞・助動詞・接尾辞の総称であり、『あゆひ抄』はそれらについての文法書である。その総論部にあたる「大旨（おほむね）」の中で、富士谷は「の」について言及する。それは古代語を口語訳する際の方法について述べた箇所である。

> 末（すゑ）をも引（ひき）・靡（なびき）をも受くる脚結（あゆひ）は、末を受くるが常にて、引・靡を受くる時は、靡に名（な）を継ぎて受くべきを省きたる心なり。これを心得て、引・靡に「ノ」といふ里言（さとごと）を加へて当つ。「ノ」文字を名に代ふるなり。たとへば、〔と〕といふ脚結、末をも引・靡をも受くるに、「人来と」と末を受けたるをば「人ガ来ルト」と里し、「心のくると」と靡を受けたるをば「心ガクルノト」と里す。「心のくる人と」と言ふべきを「人」といふ名を省きたりと心得る故なり。　（『あゆひ抄』大旨（下））[2]

〈末〉〈引〉〈靡〉とは活用形のことで〈末〉とは終止形、〈引〉〈靡〉とは連体形を指す。〈引〉とはラ変動詞・形容詞・形容動詞、およびそれらと同じ活用型の助動詞の連体形のことであり、それ以外の用言ならびに助動詞の連体形を指して〈靡〉という。〈名〉は名詞、〈里言〉とは口語、〈里し〉〈里す〉とは口語に訳すことを意味する。

富士谷は、終止形と連体形のどちらにも下接可能な脚結の場合、終止形を承けるのが

---

[1] 山口堯二（1993）によると、安土桃山時代から江戸寛永期（1624〜43年）の間である。
[2] 本文には中田祝夫・竹岡正夫（1960）を用いる。

一般的な形式であると述べる。一方、脚結が連体形を承けるというのは、連体形を承ける名詞が省略していることを意味しており、そのことを了解して連体形用言に「の」を加えて訳し、その「の」は名詞に置き換えて理解せよと述べる。この引用箇所には、「の」が連体形と関わりをもつこと、名詞と関連するものであるという把握が窺える。

ただし、これは古代語に口語訳をつけるための方法を述べたものであり、「の」について論じているのではない。引用例では、「あやなくも心のくると思ひけるかな」〈後撰集・980〉について、「心ガクルノト思ッテイタワイ」などのように置き換えることを指摘するのである[3]。

「の」の名詞句が文法研究の対象として論じられるのは、近代以降のことである。

3.「の」主要契機説１　形式名詞

「の」が構成する名詞句は形式的に連体語句と「の」とに分析できる。その「の」は形式名詞あるいは準体助詞と位置づけられることが一般的である。本節では「の」を形式名詞と位置づける代表的な研究を取り上げ、主要契機について検討する。

形式名詞という品詞を始めて用いたのは松下大三郎である[4]。松下によって形式名詞はどのような品詞と規定されたか。

松下は言語の構成上の単位として〈原辞〉〈詞〉〈断句〉の三つを設定する。〈断句〉とは言語構成上の最高単位であり、一つの具体的な了解を表すものと規定する。例えば、「これがこうだ」という判断を表すもの、「やあ旦那」という直感的な了解を表すもの、「おやおや」という或る了解の感動を表すものなどがある。

〈詞〉とは〈断句〉と〈原辞〉との中間に位置するものであり、自力で観念を表すもののことである。「花」「走る」「頗る」「又」「あら」「おい」などの自立語と「行きます」「鶯に」「水を」などの文節が〈詞〉に該当する。一方、「行きます」の「ます」や「行かせる」の「せる」、「鶯に水を遣る」の「に」「を」などの助動詞、助詞は単独で観念を表さないため〈詞〉ではないとする。

〈原辞〉とは言語の構成上の最低段階にあるもので、〈詞〉を構成する材料となるものである。例えば〈詞〉である「鉛筆」の構成要素「えん」「ひつ」や助詞や助動詞がこれに該当する。また〈詞〉のうちで、それ以上構成要素に分解できないものは〈原辞〉でもあるという。例えば、「春」という語はそれ以上分解できないため、〈詞〉でありなが

---

[3] 挙例は注２文献による。
[4] 松下（1928）（1930）

ら〈原辞〉でもある。その構成材料である点で〈原辞〉であり、自力で観念を表す点で〈詞〉なのである。

その中の〈詞〉には、それぞれ常に有する性能があると松下は述べる。その性能によって〈詞〉を分類したものが品詞である。名詞、動詞、副体詞、副詞、感動詞の五品詞に分類する。

〈名詞〉とは事物の概念を表示する性能をもつ〈詞〉であると規定する。

松下は品詞の下位分類に〈実質的意義〉と〈形式的意義〉という概念を用いる。〈実質的意義〉〈形式的意義〉とは、品詞を意義の面から二分する概念である。〈実質的意義〉とは、同一品詞内においてそれぞれの語が相互に他の語と区別を示す意義、すなわち或る品詞としての意義上の実質のことである。〈形式的意義〉とは、その品詞に属する全ての語がもっている、その品詞であることを示す形相としての意義のことである。それらの例として松下は動詞「勉強する」を挙げる。「勉強」が実質的意義を、「する」が形式的意義を担っているとする。ここでの〈動詞〉とは作用の概念を叙述する詞のことであり、〈動詞〉の〈形式的意義〉とは作用の概念であることである[5]。

その〈実質的意義〉のあり方に応じて、松下は名詞を本名詞、代名詞、未定名詞、形式名詞の四つに分類する。〈本名詞〉とは直接に事物の概念を表示する名詞であり、常に一定した実質的意義をもつものである。〈代名詞〉とは或る基準を設けその基準と事物との関係によって指示的に間接にその事物を表示する名詞であり、実質的意義が指示によって臨時に定まるもののことである。実質的意義が臨時に定まるとは、一定した実質的意義をもたないということであり、それはその場に応じて決定されるということである。例えば「我」は一つの説話を基準にして説話の主を指すが、その主が誰であるかはその説話に応じて決定されるということである。〈未定名詞〉とは、不定な実質的意義を表す名詞のことである。「だれ」「どれ」「どこ」「何」「幾つ」などの未定の実質的意義を定めるべきを予想または要求する疑問の未定名詞と、「なにがし」「だれそれ」「何々」などの未定の実質的意義の存在を認めながら未定のままにして定めるべきを予想も要求もしない不定の未定名詞があるとする。本名詞、代名詞、未定名詞は実質的意義のあり方は異なるが、それをもつという点で共通する。その共通性のもとに、松下はそれを〈実質名詞〉とする。

その実質名詞と対立するのが形式名詞である。〈形式名詞〉とは実質的意義を欠き、形

---

[5] 松下の〈動詞〉はいわゆる用言に相当するものであり、形容詞もそこに含まれる。

式的意義のみをもつ名詞であるとする。具体的な語詞には「豆腐のこと」の「こと」、「賛成する者」の「者」、「言ふ筈」の「筈」、「子どもの為」の「為」、「思った儘」の「儘」などがある。

〈名詞〉とは事物の概念を表示する性能をもつ詞のことであり、その〈形式的意義〉とは事物であることである。

また、形式名詞は実質的意義が欠けているため、文の中で形式名詞を用いる際は連体語句を伴いその欠陥を補給するとする。すなわち、形式名詞は［連体語句―形式名詞］という形式で事物を表し、連体語句が実質的意義を、形式名詞が形式的意義を担っているとする。連体語句と形式名詞が名詞としての意義を分業的に担うとするのである。

つまり、〈形式名詞〉とは、ここで事物であるということだけを表す名詞であり、実際の文の中では連体語句を伴い、それとともに分業的に事物を表す名詞なのである。

松下はこのように、意義の面から形式名詞を規定し、その一語として「の」を位置づける。「の」は「もの」「こと」とともに形式名詞の代表的な語詞であるとする。

以上のように、形式名詞を規定しその中に「の」を位置づける場合、「の」が構成する名詞句の主要契機は「の」が名詞としての形式的意義を担っていることに求めることになる。「白いの」に即して言えば、「の」が形式的意義をもつため「白い」を含めた全体が事物を表すということになる。

ただし、そのように主要契機の問題を解決する場合、「の」はなぜ名詞としての形式的意義をもつのかということを説明する必要がある。そう述べるのは、形式名詞一般が形式的意義のみをもつに至る理由によって「の」がそこに至る理由を説明することができないからである。

松下は一般の形式名詞が形式的意義をもつことについて直接言及してはいない。しかし、形式名詞「もの」「こと」について論じている箇所の次の部分は興味深い。

もの　本名詞の「もの」は「物」の意だが、形式名詞の「もの」は「者」の意だ。

こと　実質名詞の「こと」は「事」の意であるが、形式名詞の「こと」は「事」と違ふ。

（『改撰標準日本文法』242、243頁　傍線は論者）

松下は実質名詞「もの」「こと」を品詞論上の基準に即して、形式名詞「もの」「こと」と区別する。ただし、語詞として本来的に両者が別語であると捉えているわけではない。

これらの語詞は形式的意義だけをもつ形式名詞であるが、実質的意義を伴う実質名詞ともなりえるのである。その同一語詞の実質名詞と形式名詞の関係を実質名詞の側から見るならば、形式名詞とは実質名詞として所有していた実質的意義を捨象したものと位置づけることができる。このように形式名詞が形式的意義をもつことの理由を説明することができる。

しかし、この方法で「の」が形式的意義をもつことを説明することはできない。「の」には実質名詞としての用法がないからである。その「の」について松下は連体助詞「の」との関連を指摘する。

の　「の」は其れに属することを表す原辞であるが、助辞の「の」は其の属する関係を表し、形式名詞の「の」は属する事物を表す。

（『改撰標準日本文法』245 頁）

形式名詞「の」が助詞「の」から展開されたものであるとならば、どのように展開されたのか、なぜ展開される必要があったのかということについて論じる必要がある。また、助詞から展開されたものであるならば、当然他の形式名詞とは性質が異なることが予想される。にもかかわらず、なぜ「の」は形式名詞一般と同様の形式的意義をもつのか、あるいは同様にみえる形式的意義をもつのかということが説明されなければならない。

つまり、「の」の句の名詞性の主要契機を形式名詞の意義に求める場合、「の」が形式的意義をもつに至る理由を次に論じる必要がある。それは形式名詞一般と異なる「の」の個別的な問題である。

形式名詞研究は井手至によって大きく展開する[6]。

井手は形式名詞を機能面から考察し、上接する連体語句の内容がどのような範疇に属するものであるかを言い定める働き、すなわち範疇を規定する機能をもつ語であると規定する[7]。例えば「白いもの」の場合、「もの」が連体語句「白い」の表す内容が物の範疇に属すると規定するということである。範疇とは名詞が必ずそのどれかに属する意義上の基本的な区分であり、人・物・事・時・場所・様態・程度量・目的・原因理由・意

6　井手（1967）

7　現在、形式名詞の文法性を述べる際に、〈範疇〉を用いることが一般的であるが、範疇という語を積極的に用いることは井手に始まる。

思・蓋然態・代償の十種を井手は挙げる。その範疇規定の働きをもつ語の一つとして、「の」を位置づける。

「の」を形式名詞の機能面から捉えた場合、主要契機の問題は「の」が上接する連体語句の範疇を規定することによって、名詞句として成立するということになる。

ただし、このように考えるためには、形式名詞が範疇としての意義をもつことが前提となる。範疇的意義を有するがゆえに、その範疇へと規定することができるのである。

一般の形式名詞の場合、先の松下の検討の際に述べたように一方で実質名詞としての用法をもつことからそれらが範疇的意義をもつことの説明ができる。すなわち、実質名詞としての意義の薄れたものが範疇的意義で、それが自身の意義とする名詞が形式名詞である。しかし、「の」の場合は同様の方法で、範疇的意義をもつことの説明はできない。

「の」の範疇的意義に関して、井手は意義が形式化し本来の範囲を超えて、それ以外の範疇を表すことにも用いられると述べる。その本来の範囲を超えた「の」の範疇とは「人・物・事・時・場所」であるとする。

現代語では、井手の示した範囲をさらに超えて、

ヒマラヤ遠征を行うのには莫大な資金が必要だった。（目的）

遅刻したのは寝坊したからだ。（原因理由）

「目的」や「原因理由」の範疇を表すことも可能である。

井手が指摘するように、確かに「の」の表す範疇的意義が形式化し本来の範囲を超えているということができる。その指摘の前提には「の」が範疇的意義をもつということがある。しかし、その範疇的意義をもつことを他の形式名詞と同じ方法で説明することができないのである。

つまり、「の」を機能面から形式名詞と位置づけた場合、「の」が範疇的意義をもつことの理由が次に説明されなければならないのである。

寺村秀夫も「の」を形式名詞とする。

寺村の〈形式名詞〉とは、文法的特徴からは名詞と認定されるが、一般の名詞と同様に使われるときにもっている固有の意味が、一定の形（他の語と結びつき）の中で全部、またはかなりの程度に失われた名詞のことをいう[8]。

ここでの名詞とは、物や人の固有の呼び名や類につけられた名を表す語が、一定の構

[8] 寺村（1984）

文的特徴をもつようになったもののことをさす[9]。一定の構文的特徴とは、述語になるとき判定詞「だ」を伴う、補語になるとき格助詞を伴う、名詞を修飾するとき助詞「の」を伴うなど、名詞が〈述語〉〈補語〉〈修飾語〉といった文の構成要素として用いる際の形態的特徴のことである[10]。すなわち、寺村は意義と文構成要素である際の形態的特徴とによって、名詞を規定する。

また、一定の形とは連体語句を常に伴うということである。これは形式名詞の文構成要素として用いられる際の形態的特徴である。

つまり、〈形式名詞〉とは連体語句を常に伴うという独自の形態的特徴をもち、また名詞としてのその形態的特徴をもつが、本来もっていた意義が全部あるいは或る程度失われた名詞なのである。

その一つである「の」を形式名詞の中で、一般の形式名詞がもつ意義をさらに捨象して、名詞としての本来の意義を完全に失ったものと寺村は位置づける。

この寺村の形式名詞論から主要契機の問題をみると、「の」の形式名詞としての意義に求められることになる。ただし、その場合「の」が形式名詞としての意義をもつに至る理由を説明する必要が生じる。他の形式名詞と異なり、「の」は実質名詞の用法をもたないからである。

4.「の」主要契機説 2　準体助詞

次に、「の」を準体助詞に位置づける論について検討する。

準体助詞は橋本進吉が最初に用いた助詞を下位分類したものの一つである。

橋本は、或る語が或る品詞に属するとはその語が幾つかの一定の職能をもちそれをある一定の手段によって表すことを意味すると述べる。その品詞を橋本は文節の構成の仕方に基づいて分類する[11]。

準体助詞について橋本は、他の語に附いて或る意味を加えて、全体として体言と同じ職能をもったものを作る働きをすると規定する。或る意味とは、「のもの」（私のはこれ

---

[9] 寺村（1982）

[10] 寺村の文構成観に簡単に触れておく。
寺村は、文は、話し手が客観的に世界の事象、心象を描こうとする部分〈コト〉とコトを「素材」として話し手が自分の態度を相手に示そうとする部分〈ムード〉によって構成されるとする。また、〈コト〉は、外界の様子、ものや人の状態の変化、働きを表す部分〈述語〉として描かれる事象や心象に登場する人、物、概念などを表す部分であるとする〈補語〉によって構成されると述べる。（寺村（1982）参照）

[11] 橋本（1948）

だ)、「もの」(白いのが咲いた)、「こと」(行くのをやめた)の意である。また、体言と同じ職能をもつとは、文節構成上、体言と同じ働きをするということである。たとえば、主語になることは体言の代表的な働きであるが、〈他の語〉に準体助詞がついた全体も主語文節を構成することができるということである(白いのが咲いた)。つまり、橋本は他の語に準体助詞が附属した全体を、一語の体言に相当するものと見るのである。その体言相当のものを準用語と呼ぶ。

〈準用語〉とは、或る語に準用語を構成する辞である〈準用辞〉が付いて、全体で或る品詞と文節構成上同一資格を有するものである。準用語には用言、体言、副体詞に相当するものがある。準用語を構成する準用辞には、用言相当の準用語を作る準用辞が助動詞、体言相当の準用語を作る準用辞が準体助詞、副体詞相当の準用語を作るのが準副体助詞であるとする。準体助詞は体言相当の準用語を構成する辞なのである。

この橋本の準体助詞説に従って、主要契機の問題を考えると、準体助詞の体言と同じ職能をもつものを作る働きによって、「の」の名詞句が成立することになる。ここで、注意したいのは、準体助詞が上接する連体語句に或る意味を加えるということである。なぜ辞である準体助詞が詞である体言の意味を加えることができるのか。

このことに関して、橋本が準体助詞としてあげる「ほど」の場合、本来名詞である「程」が辞へと形式化したが「程」の意義を残していると説明することができる。「から」も同様に、名詞「柄」との関係が考えられる。「ほど」「から」の場合は、名詞としての意義を自身の中に残しているということで、それらが名詞的意義をもつことの説明が可能である。だが、「の」については同じ方法で「の」が「のもの」「もの」「こと」の意義をもつことは説明できない。[12]

橋本の説に従う場合、「の」が体言的意味をもつことの説明が必要である。

橋本の準用辞を展開させたものに佐久間鼎の〈吸着語〉がある。[13]

---

[12] 橋本は「誰ぞ」「何ぞ」の「ぞ」も準体助詞とする。「ぞ」は「疑問の語」に、不定の意味を加えるとする(或人・或物)。しかし、この場合、「疑問の語」に既に体言としての意味が含まれている。その意味で、他の準体助詞の語詞のように、体言性を付与するとは言えない。その意味で、ここでは準体助詞としての考察から省いておく。

付言しておくと、「の」も「私のは」のように、体言に接続する場合、「私」そのものが体言であるため、体言性を付与していないと言えなくもない。しかしこの場合、その語で指している対象が人から物へと変化している。その意味で、体言に改めて別の体言性を付与していると言える。それに対して、「誰」と「誰ぞ」では同じく人を表しており、「ぞ」が体言「誰」に改めて体言性を付与しているとは言えない。その点で、両者は異なる。

[13] 佐久間(1952)

佐久間は従来の品詞分類は、理論的に考えていくといろいろの点で不釣合や工合わるさがあり、それを解決するために今まで多くの研究がなされてきたが、それでも割り切れない語詞があると述べる。

その一つとして、単語を独立する語である〈詞〉と他の語に付属して用いられる語である〈辞〉とに二分することの問題を取り上げる。一応〈詞〉に組み入れられるが、実際には他の語句と一緒でなくてはその役割を果たすことができない語が存在することを指摘する。〈詞〉と〈辞〉との区別が論理にいう甲と非甲との差別のようにはいかないで、すっかり割り切るわけにはいかないと述べる。

その問題の語を品詞論の中に位置づけるために、佐久間は橋本の〈準用〉に注目する。橋本の〈準用〉とは先に述べたように語が或品詞の資格を得てその品詞と同等に用いられることである。橋本はそれを辞の職能の一つとしたが（準用辞）、佐久間はそれをこれらの語に援用する。すなわち、これらの語を〈詞〉と認められるようなものでありながら、上接する語とともにある品詞のように機能するというのである。

さらにこれらの語は、それだけで実質的な意味をもたず何か具体的な内容を示す他の語句を承けて、それとともにある品詞の資格を得るものであり、前に来る語句に品詞の資格を与えるものと述べる。また、このような働きをもつ語は〈詞〉だけでなく、〈辞〉の中にも存在するという。これらの性質をもつ語を佐久間は〈吸着語〉と規定する。

その吸着語を、佐久間は付与する品詞の資格に応じて、名詞的な吸着語、性状についての吸着語、副詞的および接続詞的な吸着語、時に関する吸着語、条件・理由に分類する。佐久間は、そのうちの名詞的な吸着語に「の」を位置づける。

名詞的な吸着語とは、それが承ける句または節に体言の資格を与える吸着語である。佐久間が示す名詞的吸着語は次のものである。

・名詞的な吸着語

【人に関するもの】

ひと　ひとたち　かた　かたがた　やつ　やつら　もの（者）　ものども　連中

てあい　どうし　ジン　ゴジン

【物に関するもの】

の　もの（物）　ホー（方）　ブン（分）

【事に関するもの】

こと　はなし　テン（点）　かど　シダイ（次第）　ケン（件）　よし（由）

おもむき（趣）　ギ（偽）　むね（旨）　ふし（節）　ふしぶし

【事態・様態に関するもの】

ばあい（場合）　シマツ（始末）　はこび　はめ　め　あんばい（塩梅）

ぐあい（工合・具合）　ヨース（様子・容子）　チョーシ（調子）　モヨー（模様）

ありさま（有様）　てい（体）　ふり

【時に関するもの】

とき（時）　うち（中、内）　あいだ（間）　ころ（頃）　おり（折）

ジブン（時分）　セツ（節）　トーザ（当座）　サイチュー（最中）

【程度を示すもの】

ほど　くらい　だけ　ばかり

【事由・所存を示すもの】

ゆえ　ゆえ（故）　ゆえん（所以）　き（気）　かんがえ（考）　つもり

ショゾン（所存）　ゾンネン（存念）　はず

見てのとおり、名詞的吸着語に位置づけられる語詞は全て形式名詞である。つまり、佐久間は辞の働きである〈準用〉という概念を詞の中に見出し、いわば形式名詞を辞へと編入させたのである。

これらのうち、「の」を除く名詞的吸着語は大抵〈詞〉・名詞として取り扱われるが、名詞がその資格を与える用法を発達させたものであり、〈詞〉ではないと佐久間は指摘する。そのことの理由として、吸着語として用いられる意味と同じ意味で独立する語として用いることはないことを挙げる。

　アメリカへいって来たものは、だれでもそういいます。

ここで「もの」は「何かの資格をもつ人」「何かの限定をうけている人」を表す吸着語であるが、この意味の「もの」を単独で「者がどうした」「者はどんなだ」のように用いることはできないことを指摘する。

さて、この名詞的吸着語としての「の」に主要契機を求めることは可能である。ただし、その場合「の」がなぜ吸着語となるのかということを説明する必要が生じる。「の」を除く名詞的吸着語について、佐久間は名詞が資格付与の用法を発達させたものと説明した。だが、佐久間が「「の」を除く」と述べているように、この説明は「の」の吸着語性獲得の説明に用いることはできない。「の」に関しては他のものとは別にそのことを説明しなければならない。

5. 連体語句主要契機説

連体語句に主要契機を見る説として、山田孝雄の論を挙げることができる。

山田は「の」の名詞句を現代語における準体言の一形式として扱う[14]。〈準体言〉とは用言であって文句中で体言に準じられ、それらの資格で用いられるもののことであり、それを〈語の転用〉の一つと位置づける。

〈語の転用〉とは語の本性を変えずに、臨時に資格を転じて用いられる現象のことである。語の転用の代表的なものとして、代名詞の称格の転換、用言を体言に準ずるもの、「して」を「あり」の連用形の代りに用いるものの三つを挙げる[15]。そのうちの、用言を体言に準ずるものに用いるのが準体言である。

また山田は準体言について、一方では用言の意義をもちながら他方では体言の取り扱いをうけると述べる。山田の〈用言〉とは、陳述の力を寓せられてある単語のことである。それとともに、用言の多くは事物の属性を表す。一方、〈体言〉とは、概念を表す語のことである。つまり、準体言とは、陳述の力を寓せられてある語が一時的に概念を表すために用いられたものということができる。

準体言の形式には連体形用言をそのまま用いるものと連体形用言に「の」を附属させるものとがある。後者が本稿で扱う「の」の名詞句である。すなわち、山田は「の」の名詞句を「の」に上接する用言（＝連体語句）が体言に準じて用いられたものと捉えている。つまり「の」の名詞句を準体言と捉えた場合、連体語句に主要契機を見ることを意味するのである。

このように準体言に基づいて名詞句を捉えた場合、「の」がなぜ準体言の形式となるに至ったか、なぜその形式に「の」が選ばれたかについての考察が次に必要である。その

---

14 準体句の形式としても「の」は用いられるが、山田は準体句を準体言に準じて捉えているため、ここでは準体言で代表させておく。

15 山田（1922）

ことについて山田は何も触れていない。一方で、山田は格助詞「の」の項で準体言の形式を取り上げ、体言の地位を充たしてそれを代表するのに用いられるものと述べる。

多いのは唯鳥の声である。

桜の咲くのは春の末である。

山田は格助詞「の」の用法を四つに分類する。その一つ、体言を修飾限定する語に附属して之を示す用法（私の本）には下の体言を省いて「の」でその存在を標示することがあるとする。

上の（　）が君の（　）で、下の（　）が僕の（　）だ。

誰の（　）が一番よいか。

この「の」が再転したものが当該の「の」であるとする。

つまり、本来体言を修飾することを示す「の」が、体言の代りにそれがあることを表すことへと働きが転じたものと捉えている。しかしそうであるならば、「の」は少なくとも外形的に体言に準じるものということができる。その場合、「の」は準体言の形式ではなく形式的な体言であり、準体言形式は連体修飾のそれとして把握することになるのではないか。いずれにせよ、準体言の形式であることと助詞の項での記述とを厳密に整合させる必要があると考える。また、「の」が格助詞の展開であるならば、そのように至る経緯を明らかにすることが求められる。

次に連体語句について、なぜ用言が体言資格で用いられるのかの考察が必要である。そのことについて山田は特に述べていないが、ここで少し展開させてみる。

古代語の活用語連体形の用法として、山田は連体用法、準体言用法、述格用法の三つを挙げる[16]。準体言、例えば「雪の降りたるは言うべきにもあらず」は形態として体言をもたないが、意味的には体言「こと」が認められる。その「こと」を形態としてもつものが形式名詞「こと」が構成する名詞句「雪の降りたること」である。この「こと」に上接している「(雪の) 降りたる」は用言連体形の用法から言えば連体用法である。この「雪の降りたること」と準体言「(雪の) 降りたる」とはことがらを表す名詞句であるという点で同じである。その場合、両者の違いとは「こと」を形態として顕在化させるか否かと捉えることができる。その「(雪の) 降りたる」と顕在化していない「こと」との間に、「こと」の名詞句に認められる「(雪の) 降りたる」と「こと」と同様の関係をみるならば、連体形の準体言用法とは連体用法の一形式であり、形態を顕在化させない

[16] 山田 (1936)

形式であると位置づけることができる。

このように準体言の用法と捉えた場合、用言が体言へと変化するのではなく用言が体言を自身の中に取り込んでいるということになる。むろんこれは仮説であり、このことが正しいとするならばさらに厳密な論証を必要とするが、用言が体言の資格で用いられることは例えばこのように考えることが可能である。

山田は「の」の句の名詞性を連体語句に求めるが、それは山田が古代語を中心に文法の体系を考察したことに要因があると考える。そのため、同じく近代の文法論といえども、松下や橋本とは主要契機の捉え方に違いが生じるのである。

ところで、山田は「の」が体言の「代表」をすると述べているが、二節で検討した『あゆひ抄』の記述にも同様の記述があった。「「ノ」文字を名に代ふるなり」である。これは「の」と口語訳したものの、内容の理解の仕方について説明した箇所である。「代ふる」と「代表」とではやや意味が異なるが、「代ふる」ことは「の」が名詞の代りを成し得ているから可能なのである。その点で山田と富士谷の捉え方には何らかの共通性があると予想される。連体語句に主要契機をみる場合、『あゆひ抄』の記述をさらに考察することも重要であろう。

6. おわりに

以上「の」が構成する名詞句の主要契機について先行研究を検討するかたちで考察してきた。今後この問題について明らかにすべきことをまとめておく。

形式名詞の意義に「の」の名詞句の主要契機を求める場合、「の」がなぜ形式名詞としての意義をもつに至るかということを今後明らかにする必要がある。それは他の形式名詞にはない「の」の個別的な問題であり、「の」は実質名詞としての用法をもたないという形式名詞としての特徴と関連することが予想される。またそこには、松下が指摘するように「の」は成立の面で連体助詞との関係が予測される。連体助詞からの展開であるならばその成立過程を具に明らかにしなければならない。さらに連体助詞から生じたものであるならば当然、他の形式名詞とは異質であるはずであるが、なぜ形式名詞性をもつのか、あるいは形式名詞性をもつようにみえるのかということの検討も必要である。総じて、「の」の形式名詞としての異質性を「の」の成立や展開といった語誌を踏まえて個別的に検討する必要があると考える。それは形式名詞の機能に主要契機を求める場合も同様である。

「の」の語誌に注目する必要があるのは主要契機を準体助詞に求める場合にもいえる。その場合、辞である「の」がなぜ名詞的意義をもつに至るかということの理由を説明する必要がある。「の」以外の準体助詞は本来名詞であることから、名詞的意義をもつことの説明が可能である。同様の説明ができない「の」は別の方法でそのこと説明する必要がある。

名詞的吸着語とは形式名詞の語詞に準体助詞の働きをみるという意味で、形式名詞と準体助詞の折衷的なものとして捉えることができる。この名詞的吸着語に主要契機を求める場合、その吸着語性をもつに至る理由を説明する必要がある。「の」以外の吸着語は本来名詞であることから、名詞としての資格付与の用法をもつものへと展開したものであると佐久間は捉える。同様の説明が成り立たない「の」には個別の問題として吸着語性獲得の経緯を明らかにする必要があると考える。

連体語句に主要契機を求める場合、なぜその形式として「の」が選ばれたのかその経緯を明らかにする必要がある。「の」が何らかの働きをしているとする場合、そのことと「の」が準体言の形式であることとの関係を明らかにすることが求められる。また、連体語句が名詞性をもつことを明らかにしなければならない。ここではそのことを仮説的に述べたが、より精密な論理が要求される。

これらの問題点を解決していくことで、「の」が構成する句の名詞性の契機を明らかにし、その名詞句の文法性を一段と深化させることができると考えるのである。

参考文献

井手　至（1967）「形式名詞とは何か」、『講座日本語の文法』3　明治書院（1996 年、『遊文録 国語学篇』（和泉書院）に再録）

佐久間鼎（1952）『現代日本語法の研究』、恒星社厚生閣。

寺村秀夫（1982）『日本語のシンタクスと意味』Ⅰ、くろしお出版。

寺村秀夫（1984）『日本語のシンタクスと意味』Ⅱ、くろしお出版。

中田祝夫・竹岡正夫（1960）『あゆひ抄新注』、風間書房。

橋本進吉（1948）『国語法研究』、岩波書店。

橋本進吉（1959）『国文法体系論』、岩波書店。

松下大三郎（1928）『改撰標準日本文法』、紀元社（1974 年、勉誠社より復刊）。

松下大三郎（1930）『標準日本口語法』、中文館書店（1977 年、勉誠社より復刊）。

山口堯二（1993）「準体法の推移と準体助詞「ノ」の形成」、『大阪大学教養部研究集録人文社会科学』41（2000年、『構文史論考』（和泉書院）に再録）。

山田孝雄（1908）『日本文法論』、宝文館。

山田孝雄（1922）『日本口語法講義』、宝文館。

山田孝雄（1935）『国語学史要』、岩波書店。

山田孝雄（1936）『日本文法学概論』、宝文館。

山田孝雄（1943）『国語学史』、宝文館。